



信書便制度説明会

信書便の利用で経費削減・信書便事業参入で業務拡大を

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達の事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で378者が特定信書便事業に参入しています。また、信書便を利用している自治体では公文書集配における経費削減の効果が現れています。信書便制度とは何か、信書便の利用例等について、より多くの方々にご理解・ご活用いただくために説明会を開催いたします。

平成24年 **6/27 (水)** 会場：クロスパルにいがた 405 講座室
14:00~15:30 (新潟市中央区礎町通3ノ町2086)

平成24年 **7/3 (火)** 会場：信越総合通信局 5階会議室
14:00~15:30 (長野市旭町1108 長野第1合同庁舎)

【内容】

『信書便制度の概要』

- 内容: 注文書、納品書、請求書は信書に該当するのか、メール便で送付できるのか、信書便の利用方法等は、といった問合せが寄せられています。ここでは信書の定義や信書便法の概要、信書便制度の仕組みをご説明いたします。

『信書便事業の現状とサービス事例』

- 内容: 文書集配業務を信書便事業者に委託している自治体等の利用例を中心にご説明いたします。

『信書便事業の参入手続き』

- 内容: 特定信書便事業に参入を検討されている方を対象に許可申請手続等をご説明いたします。

申込方法: 参加を希望される方は、添付のFAX送信票にご記入の上、FAX(電話でも可)により6月20日(水)までにお申込みください。定員は両会場とも40名(先着順)です。(参加費: 無料)

申込先: 総務省 信越総合通信局 信書便監理官 中嶋
〒380-8795 長野市旭町1108 電話: 026-234-9932 FAX: 026-234-9969

会場案内図



※ 駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関を利用してお越しください。

主催: 総務省信越総合通信局

F A X 送信票

(FAX : 0 2 6 - 2 3 4 - 9 9 6 9)

平成 年 月 日

信越総合通信局 信書便監理官 あて

参加連絡票 (信書便制度に関する説明会)

(6月20日(水)までにご送信ください)

社名/団体名 (個人は不要)	
所 属 (個人は不要)	
役職等 (個人は不要)	
氏 名 (希望会場名)	(参加希望会場： 新潟 ・ 長野) ※いずれかの参加希望会場名に○印。
住 所	〒 _____
連絡先	(担当者の氏名) ※出席者と同じの場合は、不要です。
	電話： () FAX： ()

ご記入いただきました個人情報につきましては、説明会参加者名簿作成以外の目的には使用いたしません。